

家庭用コージェネレーションシステム契約

(選 択 約 款)

平成21年6月1日実施

金 沢 市 企 業 局

目 次

1. 目的	1
2. 選択約款の届出および変更	1
3. 用語の定義	1
4. 適用条件	1
5. 契約の成立	2
6. 契約期間	2
7. 検針	2
8. 使用量の算定	3
9. 料金	3
10. 単位料金の調整	3
11. 設置確認	4
12. その他	5
附則	5

(別表)

1. 早収料金の算定方法	6
2. 料金表	7

家庭用コージェネレーションシステム契約

1. 目的

この選択約款は、家庭用コージェネレーションシステムの普及を通じ、金沢市企業局（以下「当局」といいます。）の製造供給設備の効率的利用および効率的な事業運営に資することを目的といたします。

2. 選択約款の届出および変更

- (1) この選択約款は、ガス事業法第17条第7項の規定にもとづき、中部経済産業局長に届け出たものです。
- (2) 当局は、この選択約款を中部経済産業局長に届け出て変更することがあります。この場合には、ガス料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によります。

3. 用語の定義

- (1) 「家庭用コージェネレーションシステム」とは、ガスを一次エネルギーとしてガスエンジン、ガスタービン、燃料電池等により電力または動力を発生させるとともに、その際に発生する廃熱を利用する家庭用の熱電併給システムまたは熱動併給システムをいいます。
- (2) 「専用住宅」とは、居住の目的だけに建てられた住宅で、店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分がない住宅をいいます。
- (3) 「併用住宅」とは、店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分と居住の用に供されている部分とが結合している住宅をいいます。
- (4) 「その他期」とは、4月検針分から11月検針分までをいい、「冬期」とは12月検針分から3月検針分までをいいます。
- (5) 「消費税等相当額」とは、消費税法にもとづき消費税が課される金額に、消費税法にもとづく税率を乗じて得た金額、および地方税法にもとづき地方消費税が課される金額に、地方税法にもとづく税率を乗じて得た金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (6) 「単位料金」とは、10に定める基準単位料金（税抜）または調整単位料金をいいます。
- (7) 「基本料金（税込）、基準単位料金（税込）」とは、基本料金および基準単位料金それぞれの消費税等相当額を含んだ金額をいい、消費税法第63条の2の規定にもとづき記載します。
- (8) 「基本料金（税抜）、基準単位料金（税抜）」とは、基本料金および基準単位料金それぞれの消費税等相当額を含まない金額をいいます。

4. 適用条件

この選択約款は、次のいずれかの条件を満たし、お客さまがこの選択約款の適用を希望される場合に適用いたします。

- (1) 家庭用コージェネレーションシステムを専用住宅または1需要場所に設置するガスメーター

の能力が10立方メートル毎時以下の併用住宅で使用する需要であること。

- (2) ガスエンジン、ガスタービン、燃料電池等の定格発電出力（機器容量）が、700W以上、5kW以下であること。

5. 契約の成立

- (1) お客さまは、この選択約款を承諾のうえ、当局に所定の申込書によりこの選択約款による契約を申し込んでいただきます。
- (2) この選択約款に関する契約は、当局が申し込みを承諾したときに成立いたします。この場合、当局は、契約の適用開始日をお客さまにお知らせいたします。
- (3) 当局は、この選択約款および他の選択約款の契約期間満了前に解約または一般ガス供給約款に定める契約（以下「一般契約」といいます。）への変更をされたお客さまが、再度同一需要場所でこの選択約款または他の選択約款による使用の申し込みをされた場合、その適用開始の希望日が契約の解約の日、または、一般ガス供給約款への変更の日から1年に満たない場合には、その申し込みを承諾できない場合があります。ただし、設備の変更または建物の改築等のための一時不使用による解約、または一般契約への変更の場合はこの限りではありません。
- (4) 当局は、お客さまが当局とのこの選択約款、一般契約、または他の選択約款にもとづく料金を、一般ガス供給約款に規定する支払期日を経過しても支払われていない場合は、使用の申し込みを承諾できないことがあります。
- (5) 当局は、お客さまが当局とのこの選択約款にもとづく料金を、一般ガス供給約款に規定する支払期限日を経過しても支払われていない場合は、一般契約の申し込みを承諾できないことがあります。

6. 契約期間

契約期間は、次のとおりといたします。

- (1) 新たにガスの使用を開始した場合は、料金の適用開始の日から、同日が属する月の翌月を起算月として12か月目の月の一般ガス供給約款に定める定例検針日（以下「定例検針日」といいます。）までといたします。
- (2) 一般契約または他の選択約款からこの選択約款へ変更した場合は、この選択約款の契約期間は、変更の日の翌日からその変更の日の属する月の翌月を起算月として12か月目の月の定例検針日までといたします。なお、変更前の契約の契約期間は、この選択約款への変更の日までといたします。
- (3) 契約期間満了に先立って解約または変更の申し込みがない場合は、契約は、契約期間満了日の翌日からその満了日の属する月の翌月を起算月として12か月目の月の定例検針日まで同一条件で継続するものとし、以降も同様といたします。

7. 検針

当局は、一般ガス供給約款に定める検針の他、契約変更があった日に検針を行います。

8. 使用量の算定

各月使用分の使用量は、前回の検針日および今回の検針日におけるガスメーターの読みにより算定いたします。ただし、当該月の検針日以降、当該月内に解約を行った場合には、当該月の定例検針日および解約を行った日のガスメーターの読みにより算定いたします。

9. 料金

(1) 当局は、料金の支払いが、支払義務発生の日の翌日から起算して20日以内（以下「早収期間」といいます。）に行われる場合には、早収料金に消費税等相当額を加えたものを、早収期間経過後に支払いが行われる場合には、早収料金を3パーセント割り増ししたもの（以下「遅収料金」といいます。）に消費税等相当額を加えたものを料金として支払っていただきます。なお、早収期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早収期間を延伸いたします。

(2) 当局は、別表の料金表を適用して、早収料金または遅収料金を算定いたします。

(3) お客さまの都合により本契約を契約期間中に解消した場合、または契約違反によりガスの供給を一時停止した場合、その月の基本料金（税抜）は別表2（2）にもとづく1か月あたりの基本料金（税抜）全額とし、従量料金は別表2（2）の基準単位料金（税抜）または10の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金を適用して算定いたします。

(4) 料金適用開始日は、次のとおりといたします。

①新たにガスの使用を開始した場合は、料金適用開始日は、使用を開始した日といたします。

②一般契約からこの選択約款へ契約を変更する場合は、料金適用開始日は、契約成立後の初回定例検針日の翌日とし、それまでの期間については、一般ガス供給約款の料金表を適用いたします。

③他の選択約款からこの選択約款へ契約を変更する場合は、料金適用開始日は、契約成立後の初回定例検針日の翌日とし、それまでの期間については、当該他の選択約款の料金表を適用いたします。

10. 単位料金の調整

(1) 当局は、毎月(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回りまたは下回る場合は、次の算式により、別表の各料金表の基準単位料金（税抜）に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金（税抜）に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表1（3）のとおりといたします。

①平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金（1立方メートルあたり）

$$= \text{基準単位料金（税抜）} + 0.082 \text{円} \times \text{原料価格変動額} \div 100 \text{円}$$

②平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金（1立方メートルあたり）

$$= \text{基準単位料金 (税抜)} - 0.082 \text{円} \times \text{原料価格変動額} \div 100 \text{円}$$

(備考)

上記①、②の算式によって求められた計算結果の小数点以下第3位の端数は切り捨てといたします。

(2) (1) に規定する基準平均原料価格、平均原料価格および原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

①基準平均原料価格 (トンあたり)

63,730円

②平均原料価格 (トンあたり)

別表1(3)に定める各3か月間における貿易統計の数量および価額から算定したトンあたり液化天然ガス平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。)および同3か月間におけるトンあたり液化プロパン平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。)をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。ただし、その金額が、101,970円以上となった場合は、101,970円といたします。

(算式)

平均原料価格

$$= (\text{トンあたり液化天然ガス平均価格}) \times 0.9142$$

$$+ (\text{トンあたり液化プロパン平均価格}) \times 0.0927$$

③原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

(算式)

(a) 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格}$$

(b) 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{基準平均原料価格} - \text{平均原料価格}$$

11. 設置確認

(1) 当局は、4に定める適用条件が満たされているかどうかを確認させていただく場合があります。この場合には、正当な事由がない限り、住宅への立ち入りを承諾していただきます。万一、立ち入りを承諾していただけない場合、当局は、この選択約款の申し込みを承諾しない、またはすみやかにこの選択約款を解約し、解約日以降一般契約を適用いたします。

(2) 家庭用コージェネレーションシステムを取り外した場合など、4に定める適用条件を満たさなくなった場合は、ただちにその旨を当局へ連絡していただきます。なお、適用条件を満たさなくなった場合は、この選択約款にもとづく契約を解約したものとみなし、解約日以降一般契約を適用いたします。

12. その他

その他の事項については、供給約款を適用いたします。

附則

1. 実施の期日

平成21年6月1日から実施いたします。

2. 当局は、料金算定期間の末日が平成21年6月1日から平成21年6月30日に属する料金算定期間の早収料金は、平成21年5月31日まで適用の家庭用コージェネレーションシステム契約に基づき料金を算定いたします。

(別表)

1. 早収料金の算定方法

- (1) 早収料金は、基本料金(税抜)と従量料金の合計といたします。
- (2) 従量料金は、基準単位料金(税抜)または10の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (3) 調整単位料金の適用基準は次のとおりといたします。
 - ①料金算定期間の末日が1月1日から同月31日までに属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの3か月間の平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ②料金算定期間の末日が2月1日から同月末日までに属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの3か月間の平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ③料金算定期間の末日が3月1日から同月31日までに属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの3か月間の平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ④料金算定期間の末日が4月1日から同月30日までに属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの3か月間の平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑤料金算定期間の末日が5月1日から同月31日までに属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの3か月間の平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑥料金算定期間の末日が6月1日から同月30日までに属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの3か月間の平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑦料金算定期間の末日が7月1日から同月31日までに属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの3か月間の平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑧料金算定期間の末日が8月1日から同月31日までに属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの3か月間の平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑨料金算定期間の末日が9月1日から同月30日までに属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの3か月間の平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑩料金算定期間の末日が10月1日から同月31日までに属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの3か月間の平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑪料金算定期間の末日が11月1日から同月30日までに属する料金算定期間の早収料金の

算定にあたっては、当年6月から8月までの3か月間の平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑫料金算定期間の末日が12月1日から同月31日までに属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの3か月間の平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

2. 料金表

(1) 適用区分

料金表A その他期のご使用量が15立方メートル以下の場合に適用いたします。

料金表B その他期のご使用量が15立方メートルを超える場合に適用いたします。

料金表C 冬期のご使用量が25立方メートル以下の場合に適用いたします。

料金表D 冬期のご使用量が25立方メートルを超える場合に適用いたします。

なお、「その他期」とは、4月検針分から11月検針分までをいい、「冬期」とは、12月検針分から3月検針分までをいいます。

(2) 料金表

①料金表A

(イ) 基本料金

ガスメーター1個につき1か月あたり	651円 (税込)
	620円 (税抜)

(ロ) 基準単位料金

1立方メートルにつき	238.0875円 (税込)
	226.75円 (税抜)

②料金表B

(ハ) 基本料金

ガスメーター1個につき1か月あたり	2,971.5円 (税込)
	2,830円 (税抜)

(ニ) 基準単位料金

1立方メートルにつき	83.391円 (税込)
	79.42円 (税抜)

③料金表C

(ホ) 基本料金

ガスメーター1個につき1か月あたり	651円 (税込)
	620円 (税抜)

(ヘ) 基準単位料金

1立方メートルにつき	238.0875円 (税込)
	226.75円 (税抜)

④料金表D

(ト) 基本料金

ガスメーター1個につき1か月あたり	4,200円(税込)
	4,000円(税抜)

(チ) 基準単位料金

1立方メートルにつき	96.1275円(税込)
	91.55円(税抜)

(3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金(税抜)をもとに、10の規定により算定した1立方メートルあたりの単位料金といたします。